

# 指定給水装置工事事業者の申請書類等

## 1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法人にあっては役員の氏名
- (3) 事業の範囲（登記等に記載の給水装置工事に関わる事業を記入）
- (4) 事業所の名称及び所在地
- (5) 選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- (6) 選任されることとなる給水装置工事主任技術者の給水装置工事主任技術者免状の交付番号

## 2. 機械器具調書（別表）

- (1) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- (2) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- (3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- (4) 水圧テストポンプ

## 3. 誓約書（様式第2）

申請者及び役員が下記のいずれにも該当しない旨の誓約書

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

4. 自社の定款（株・有限会社・財団法人）

5. 自社の登記事項証明書（株・有限会社・財団法人）

6. 住民票の写し（個人のみ）

7. 給水装置工事主任技術者選任届出書

（様式第3・指定を受けた日から2週間以内に選任すること）

- (1) 給水装置工事主任技術者免状（写し）

■ 申請手数料 1件 10,000円（申請当日に納付していただきます）

# 指定給水装置工事事業者の更新書類等

## 1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法人にあっては役員の氏名
- (3) 事業の範囲（登記等に記載の給水装置工事に関わる事業を記入）
- (4) 事業所の名称及び所在地
- (5) 選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- (6) 選任されることとなる給水装置工事主任技術者の給水装置工事主任技術者免状の交付番号

## 2. 機械器具調書（別表）

- (1) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- (2) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- (3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- (4) 水圧テストポンプ

## 4. 誓約書（様式第2）

申請者及び役員が下記のいずれにも該当しない旨の誓約書

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- へ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

4. 自社の定款（株・有限会社・財団法人）

5. 自社の登記事項証明書（株・有限会社・財団法人）

6. 住民票の写し（個人のみ）

## 7. 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- (3) 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

## 8. 交付済指定給水装置工事事業者証

■ 更新手数料 1件 10,000円（申請当日に納付していただきます）

# 指定給水装置工事事業者の変更届出書類

事業に関し変更が生じた場合

## 1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 給水装置工事主任技術者の氏名
- (5) 給水装置工事主任技術者の給水装置工事主任技術者免状の交付番号

※ 給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任する場合は、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）を発生日から2週間以内に提出して下さい

## 2. 変更届出書の提出期限

- (1) 変更のあった日から30日以内に届出  
※30日以内に提出されない場合は、遅延理由書の提出

## 3. 変更届出の際の添付書類

- (1) 法人の名称、住所、代表者の氏名を変更した場合
  - 1 定款
  - 2 登記事項証明書
- (2) 法人の役員を変更した場合
  - 1 登記事項証明書
  - 2 誓約書（様式第2）
- (3) 個人の氏名、住所を変更した場合
  - 1 住民票の写し

## 4. 交付済指定給水装置工事事業者証

※事業者証の記載事項に変更がある場合は提出してください

■ 証書再交付手数料 1件 2,000円  
(申請当日に納付していただきます)

# 指定給水装置工事事業者の廃止等届出書類

事業の廃止、休止、再開した場合

廃止

1. 指定給水装置工事事業者 休止 届出書（様式第11）

再開

2. 廃止等届出書の提出期限

(1) 廃止又は休止の場合は、その日から30日以内に届出

(2) 再開の場合は、その日から10日以内に届出

3. 給水装置工事主任技術者解任届出書（様式第3）

廃止の場合は、届出をしている主任技術者の解任届書も同時に提出

4. 交付済指定給水装置工事事業者証

廃止の場合は、交付済指定給水装置工事事業者証も同時に提出

紛失した場合は、紛失届を提出

# 給水装置工事主任技術者の選任・解任届出書類

給水装置工事主任技術者を選任又は解任する場合

1. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
2. 届出書の提出期限
  - （1） 選任又は解任した日から2週間以内に届出
3. 届出の際の必要書類
  - （1） 選任の場合
    - 1 給水装置工事主任技術者免状（写し）